

新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

第33回 平成21年12月 25日開催午後6時30分から午後9時0分 人材育成センター研修室 A

出席委員 別紙のとおり

学識経験者 牛山氏

検討連絡会議委員 なし

事務局等 寺尾、徳永、武藤、佐藤、林、山岸、三浦

傍聴者 0名

配布資料

- ・第35回運営会次第
- ・第33回区民検討会議資料一式
- ・第21回検討連絡会議資料一式
- ・第33回ワークショップの進め方
- ・検討項目9「地域の基盤」ワークショップのまとめ(第33回ワークショップより)
- ・第32回区民検討会議開催概要

以上のほか、第32回区民検討会議の配布資料のうち、以下のものを参照

- ・第34回運営会次第
- ・第32回区民検討会議全体討議の進め方
- ・諸外国における国民投票制度の概要
- ・住民投票の投票権者の年齢要件に関する整理(第31回全体討議より)
- ・各投票率における可決するために必要な投票権者と住民投票請求者数との比較
- ・第31回区民検討会議開催概要

1 運営会(12月17日)の報告

副代表を新たに1名選任することとし、選出方法は世話人代表に一任されることとなった。また、区民代表委員以外の運営委員より選出することとし、次回の運営会で発表されることとなった。【報告】

今後の運営会の役割について話し合われた。区民検討会議での検討の方向付けの議論を重ねていくこととなった。また、区民検討会議の開催日数を増やさずに、臨時運営会を他の日に開催されることになり、具体的な日程を1月6日の臨時運営会で決めることとなった。運営会の役割として、区民検討会議での意見を尊重し、運営会で意見を整理し、再検討しまとめていくことが確認された。【報告】

第33回区民検討会議(12月25日)では、ワークショップ形式で「地域の基盤」の討議を行い、続いてまだ検討中の「住民投票」の投票権者について討議を行うこととした。また「投票権者の10分の1で発議できると」したが、検討連絡会議で討論する際の理由付けの補強が必要であるということから、再確認を行うこととなった。【報告】

第22回検討連絡会議(12月22日)では、第32回区民検討会議(12月17日)の結果を高野委員に発表してもらい、第22回検討連絡会議の報告は、斎藤委員より発表してもらうこととなった。【報告】

2 検討連絡会議(12月22日)の報告

区分 B:区民の権利と責務及び区分 A:条例の基本的考え方(総則)について、以下のように三者案

の調整が行われた。【報告】

区分 B: 区民の権利と責務について

- ・ 知る権利について、区民の提案に“共有する”という言葉が追加されたことを報告した。それに対して、意見がなかったため、追加されることに合意がされた。
- ・ 座長より、“区政に関する情報”にするのか“知る権利”とするのかで、功罪があることに懸念があるとの指摘を受けた。よって、文言に関しては、保留されることとなった。
- ・ 区民の責務の区民の提案について意見があったが、文言は保留されることとなった。また、行政の提案についても意見があり、“参画と協働に当たり自らの発言と行動に責任を持つこと”の部分が削除されることとなった。
- ・ 区民案「区民は、ともに暮らし、お互いを尊重しえ良好な地域社会の創出に努める」と議会案「区民は主権者としての権利を相互に尊重すること」と、行政案「互いの自由と人格を尊重し合い、参画と協働に当たり自らの発言と行動に責任を持つこと」、「基本理念にもとづく地域社会の実現に向けて、将来世代にも配慮して取り組むよう努めること」を1つ文章にまとめることに合意された。なお、議会案の「行政サービスへの応分の費用負担をすること」は盛り込まないこととなり、「事業者は地域社会と協調し、区の発展に寄与すること」は、事業者についてこれから議論をしていくことから保留とされた。

区分 A: 条例の基本的考え方(総則)

- ・ 「目的」について、ゆるやかな合意が必要であると確認された。
- ・ 行政案の「目的」についての変更が報告された。「基本理念・基本原則」の(4)の「多様性の尊重」に変更された。
- ・ 「条例の位置づけ」については、条例が定着しない間は最高規範性とするのは無理があるのではないかという意見があった。また、制定後何年か後に判断してはどうかという意見があった。
- ・ 座長より、「条例の位置づけ」は目的の冒頭に盛り込んでも良いのではないかという意見があった。

区分 F: 地域自治(地域の基盤)の検討状況について、以下のように区民、議会、行政の三者から報告があり、意見交換が行われた。【報告】

議会

- ・ 地区内分権を進めるという方向で議論を進めている。地域協議会、地区協議会について盛り込むと考えているが、設置するというところまで書き込むことを検討している。詳細については、他の条例に書くと考えている。

行政

- ・ 地域の自治という方向で議論を進めている。考え方は、何らの形で位置づけていきたい。
- ・ 他の自治体の先行条例を分類分けた結果、1. 住民サイドの組織 2. 自治体内分権 3. 既存の組織の追認の3つに分けることができた。

辻山座長

- ・ 自治と分権がキーワードであり、住民区民の自発性が重要であるという意見があった。

中間報告会について、プログラムの時間配分等が再検討されることとなった。

次回検討連絡会議では、区分 F: 地域自治について検討を行い、時間がある場合は、先送りにしていた議論を進めることとなった。なお、次回検討連絡会議は、1月14日午後6時半より、第2委員会室で

行われることとなった。

3 ワークショップ

ワークショップの進め方について、以下の手順で進めることが説明された。

説明の詳細については別紙のとおり。

- ・ 個人ワークとグループワークの2つに分けて作業を行う。
- ・ 個人ワークでは、地域自治を強化するために、新しい地域自治組織が必要なかどうか検討を行い、その結果を付箋に書く。
- ・ グループワークでは、個人ワークでの付箋を3種類に分ける作業を行う。

検討項目9『地域の基盤』について、ワークショップによる検討を行った。

4 全体討議

前回の留意事項であった検討項目8『住民投票(住民の合意形成)』のうち、投票権者の年齢要件、発議権者、その他について、全体討議が行われた。

全体討議の詳細は別紙のとおり。

なお、全体討議は、審議未了である。

5 事務連絡等

1月6日(木)に臨時運営会を開催することとなった。また、次回区民検討会議から、開始時間を30分繰り上げて18時30分にする事となった。【報告】

次回は1月21日(木)人材育成センターで18時半より行われることになった。【報告】

以上

第33回 委員出席簿 凡例： 出席、× 欠席

番号	氏名	フリガナ	33回 会議
1	高野 健	タカノ ケン	
2	津吹 一晴	ツブキ カズハル	×
3	黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	
4	野尻 信江	ノジリ ノブエ	
5	富井 敏弘	トミイ トシヒロ	
6	古澤 謙次	フルサワ ケンジ	
7	和田 博文	ワダ ヒロブミ	
8	平岡 徹	ヒラオカ トオル	
9	安田 明雄	ヤスダ アキオ	
10	城 克	ジョウ マサル	×
11	斉藤 博	サイトウ ヒロシ	×
12	森山 富夫	モリヤマ トミオ	
13	吉川 信一	ヨシカワ シンイチ	
14	樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	
15	来栖 幹雄	クルス ミキオ	
16	山下 馨	ヤマシタ カオル	
17	徳永 久子	トクナガ ヒサコ	
18	小林 辰男	コバヤシ タツオ	
19	竹内 妙子	タケウチ タエコ	
20	水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	
21	喜治 賢次	キジ ケンジ	×
22	犬竹 紀弘	イヌタケ トシヒロ	
23	河村 寛二	カワムラ カンジ	
24	大友 敏郎	オオトモ トシロウ	
25	田中 尚典	タナカ ナオリ	
26	渡辺 翠	ワタナベ ミドリ	
27	井上 愛美	イノウエ アイミ	
28	植木 康雄	ウエキ ヤスオ	×
29	今井 茂子	イマイ シゲコ	×
30	中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	
31	土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	
32	三木 由希子	ミキ ユキコ	×
参加者			25

ワークショップの進め方について

ファシリテーター プログラムの説明をします。ワークショップを1時間行った後、10分間で机の配置換えを行います。その配置換えと同時に、ワークショップのまとめをしていただく方は、隣の部屋で作業してもらいます。そして、配置換えの後、全体討議で住民投票について議論していただくので、ご協力をお願いします。

では、資料3をご覧ください。今日から検討項目5『地域の基盤』に入ります。今日は地域の基盤の課題を出してもらいます。地域の組織について考えてもらいます。現行の組織にはとらわれなくて、地域の組織を考えてもらいます。現行の組織には拘らなくて、新たな視点で地域の自治組織がどうあるべきかについて検討して下さい。地域の自治組織の在るべきビジョンがあれば語っていただいて、具体的に考えていきたいです。

今日は課題を出してもらい、1月6日に臨時運営会を開き、課題の論点整理をします。そして、次回の1月21日の区民検討会議で何を考えてもらうかを示したいと思います。

今日のワークショップは、地域自治組織について検討してもらいます。最初の20分程で個人ワークをしてもらいます。検討項目5『区民参加の仕組み』で地域の自治組織について、「区は区民参加を推進するため地域自治組織を強化しなければならない」ということをみなさんと合意しました。そこで、地域自治を強化する組織にするには何が必要なのかをイメージしていただきます。そのイメージを実現するのに「新たな地域自治組織が必要なのか」について検討して下さい。そうすると、新たな地域自治組織が必要でないという意見が出てくるかもしれません。その場合は、現行の組織が「地域の基盤」となるためにどのようにすればいいのかについての検討をして下さい。一方、新たな地域自治組織が必要であると考えた場合は、現在の地区協議会のかたちにとらわれずに、地域の自治組織についての意見を付箋に書き込んで下さい。

資料3の2.ワークショップの進行方法(1)個人ワークのa,b,cの部分を囲って下さい。囲っていただいた部分は 新たな地域自治組織だけに关わるのではなく、個人ワーク全部に関わると認識してもらえればと思います。

考える時の視点を提示します。aは、何をする組織なのか。例えば、組織の目的や役割をなどです。bは、どのような組織なのか。例えば、組織の形態や区との関係性や担い手、範囲、エリアなどです。cは、その他についてです。

個人ワークの後はグループワークになります。20分になった所でお知らせします。一つの意見で付箋紙一枚を使って書いて下さい。質問はありますか。

委員 最後の説明が分からない。

ファシリテーター 一枚の付箋紙にいくつもの意見を書くのではなく、一枚に一つの意見を書いて下さい。模造紙では、その付箋をa,b,cで分類します。

委員 今日は課題を抽出するという説明だが、分類する事については参考でいいのか。

ファシリテーター 参考でいいです。付箋紙に様々な思いを書いていただいて、分ける時に分けて下さい。資料3の裏面に例示の説明が載っていますので見て下さい。

委員 (1)個人ワークの 、 についてもイメージしたものを付箋紙に書くのか。それとも 、 は書かなくて 、 だけ書けばいいのか。

ファシリテーター 実際書いていただきたいのは 、 についてです。

委員 現在の自治組織という説明があったが、実際にあるのか。連絡協議会は行政のつくった組織であって自治組織ではないように思える。

ファシリテーター 言葉を言い換えます。現在ある組織という言葉にかえて下さい。

委員 今の地域協議会は、新たな地域自治組織なのか。

ファシリテーター 現行の組織についてとらわれずに、新たに考えていただければと思います。どんな自治組織があれば地域自治を強化できるかを考えてもらいたいです。既存の組織は置いておいて、ビジョンやあるべき姿について議論していただきたいです。資料3の表面にゴシック体で書きましたが、今日は“新たな視点で地域の自治組織がどうあるべきか”ということを考えて下さい。19時25分まで実際に書いてみて下さい。

(個人ワークの後、グループワーク)

ファシリテーター グループ内で発表する時に、a,b,c と分けながら摸造紙に付箋紙を貼っていきます。付箋紙に書かれた内容によって三色のシールを貼って下さい。青には、新たな地域自治組織で、現在の地区協議会に該当しない内容についてです。赤には、現在の地区協議会についての内容です。黄にはそれ以外についてです。さらに、目的などの分類が可能であれば行って、見出しを付けて下さい。20時まで出来る事だけお願いします。また、グループの意見を資料4にまとめていただく作業をするので、各グループから二人選んで下さい。では、宜しくお願いします。

(グループワークの後、意見のまとめ)

全体討議

ファシリテーター 前回に引き続き、投票権者の年齢要件、発議権者、その他について検討していきます。

では、年齢要件から始めます。資料 4『住民投票の投票権の年齢要件に関する整理(第31回全体討議より)』をご覧ください。前回の議論までは、18歳とするか公職選挙法を準用するかのどちらかにしようということになりました。20歳を単独で書くと言うことは無くなりました。この表を見ながら、今回は前回、前々回と発言していない委員みなさんの意見を順番に聞いていきたいと思います。

委員 特にこだわりはないが、できるのならば18歳が良いと思う。独自の条例であり、なるべく特色がある条例が良いと思う。

委員 私は高卒の新入社員とふれあう機会が多いので、状況がよくわかる。昔よりおしゃれなどに興味を持っているようだが、集中力が欠けている。そういったことから、18歳には賛成できない。

委員 私は18歳が良い。若い人には、自覚をもってもらいたいし、自立をして欲しい。新宿区も高齢化してきている。若い人達が入ってきて、平均化されることは望ましい。

委員 少子高齢化が進む中、若い人達にも負担が及ぶことから18歳が良いと思う。身の回りの新宿区のことであり、18歳にして、様々な活動に参加して欲しいと思う。

委員 私も18歳である。自分の子どもを見ても、国政に興味は無くとも、自分の身の回りのことには敏感になるように思える。国民投票には興味が無いかもしれないが、区の住民投票に対しては、若者は30、40代の人よりも敏感に反応するかもしれないのではないかと。

委員 私も18歳。若い人は、自分の将来や政治に目覚める時期ではないか。そういう社会を作り上げるのは、若い方が良い。しかし、表現方法、書き方としては、前回掲示された国民投票法を薦めたいと思っている。

ファシリテーター どのような意図で、そう思われますか。

委員 意図は無いが、まとまらないのならばそのようにして欲しいという希望である。

委員 18歳である。

委員 私も18歳。理由は、身近な地域の課題への参加意識を若い人達に持ってほしい、考えてほしい。また、世界の状況もそうである。

委員 18歳。国の議論でも18歳と固まりつつあるのではないかと受け取っている。

委員 私も18歳。先程の委員も言っていたが、若い人達を入れないと平均化しないと思う。高齢化の中で若い人達の意見が反映させるべきだと思う。また成人するのは、大学進学すると大学1年か2年である。既に働き始めている人達やこの大学1年2年生達が自分の住んでいるまちのこと決める際、参加すらさせてもらえないということは、疑問に思う。

委員 より若い人達の方が地域課題を持っていると思う。そのようなことから18歳が良いと思う。

委員 私は一貫して公職選挙法に準ずるという意見であった。それは年齢でここまでめるとは思っていなかった。私は過去の仕事の経験から、公職選挙法が身につく、当たり前だと思って

いた。行政の仕事で、マスコミなどでも一番注目される時は、投票用紙の開票の時である。また経費も莫大である。しかし、これが国民投票となった時には、エネルギーは莫大になるだろう。このようなことから、公職選挙法に準ずるという意見であった。しかし、新宿区の自治基本条例を作るにあたり、新宿とは何か、新宿らしさとは何かと議論してきたのであり、年齢に特色を出しても良いのではないかと考えている。また、資料については、18歳にしたいのかなという意図が感じられた。資料4では、上段に「18歳とする」下段に「公職選挙法を準用する」となっている。以前の資料では逆であった。

ファシリテーター 資料に意図は特にありません。

委員 一貫して公職選挙法を準用するである。

委員 私は18歳である。若い人に自覚を持って欲しいし、一緒に地域の課題を考えて欲しい。

委員 人権の相談では18歳未満が子どもであり、18歳以上は大人となり、18歳が区切りとなる。少年犯罪に関しても、18歳が区切りになる。養護施設でも、高校を卒業したら、衣食住を一切自分で行わなければならないとなる。このように18歳が大人への区切りになっている。究極の市政への参加である住民投票になぜ18歳でだめなのであろうか。憲法でも国民投票について18歳と規定している。法改正は遅れていると考えるべきであり、新宿区では独自の条例を作るのであるのだから、国の法律を準用する必要はないと思う。

ファシリテーター 今までのご意見を伺うと18歳という意見がとても多かったようです。18歳というところで良いかなと思いましたがいかがでしょうか。

委員 今は前回までに発言をしていない人の意見を聞いたのであり、それまで発言している委員の中には、公職選挙法に準ずるという意見もある。私たちは時間の節約に協力しているのである。多数決でどうですかと聞こえたが、私は多数決には反対です。

ファシリテーター 前々回、前回までは同じ委員の発言でしたので、本日は他の委員のみなさんはどのような意見なのかを聞いたということです。ここは全体討議の場ですので、一人でも多くの委員のみなさんのご意見を伺いたいと思いました。18歳にしたいと思ったのは、多数決をしたかった訳ではありません。全体としては、18歳というご意見が多いと思います。18歳ではだめだという意見があるのならば、意見を言っていただき、それで他の委員のみなさんが納得できれば良いと思います。18歳ではいけないというご意見はありますか。

委員 ありませんが、今まで発言してきた委員の発言の機会をもらっていない。

委員 私は個人的には18歳だが、町会やいろんな集まりで確認をしたところ、公職選挙法に準じた方が良いという意見が多かったので、私は公職選挙法に準ずるという意見を言っている。私は住民の意見を確認していきたいと思っているし、地区協議会でも公職選挙法に準用するという意見を言ってくれということなので、私は公職選挙法に準ずるという意見である。

委員 意見は出尽くしたのではないか。また、今のファシリテーターの発言を聞くと実質的には多数決である。もう多数決をやれば良いと思う。

牛山教授 私は議論をすれば良いと思います。意見が出尽くしたと言う発言がありましたが、どの論点と論点がぶつかっていて、理論的にこうだという風には、全くなっていないと思います。

議論を整理する立場から申しますと、例えば、公職選挙法に準ずるというご意見は、私は「どうしてなのか？」とお聞きしたい。公職選挙法は、選挙の資格を決めている法律であり、住民投票の投票権者について決めている法律ではありません。よって、それを準用するならば、なぜ準用するのかということをお聞きしたい。

委員 公職選挙法に準ずるという理由は2つある。1つは、投票者の問題。投票権者が18歳とすると、18歳の意識の問題である。2つ目は事務手続きの問題である。投票者の意識が、18歳にあるのかというのが今の問題であり、現在の18歳が投票する意識を持っているのか。もう少し時間的な余裕を持たせた方がよい。もう一つは、事務手続きは、選挙管理委員会が中心で動くのだろう。住民投票と公職選挙法を違えると、ややこしくなる。区の身近な問題を決めるということとはわかるが、不安定な状況で実施するにはまだ早いと思う。

牛山教授 今の委員のご意見を伺っていると、公職選挙法に準ずるということではなく、20歳が良いというご意見ですね。18歳では早いのだというご意見だと思います。つまり、来年公職選挙法が18歳に改正されると、18歳になるということですよ。

委員 改正されれば。

牛山教授 それは、ご自身の意思とは違うのではないですか。私は公職選挙法が変わっても、住民投票条例で20歳であるべきだというならば、新宿区も20歳にすれば良いでしょう。つまり、公職選挙法に準ずるというご意見で私にわからないのは、新宿区の独自の制度を作るのに、公職選挙法という選挙のしくみについての国の法律を持っていく理由がわかりません。18歳では早いので20歳が良いというご意見なのではないでしょうか。そうであるならば、例えば、「18、19歳では政治についての意識が低いということが明らかである」といった風に、数値や理論のご提案を出していただければ良いと思います。公職選挙法に準ずるならば、法律で年齢を変更したとなると、今のご意見はどうなってしまうのでしょうか。もう一つ、事務手続きについては、私は、民主主義のコストとして、どれくらいコストをかけるのかということではないかと思えます。民主主義に対して、どれくらいお金と手間をかけるのかということです。権利付与の問題ですので、新宿区のみなさんが18、19歳の人たちには、権利を与えないという積極的に考える意義があれば、そういった事務手続きにコストをかける必要ないということになるでしょう。逆に、そういうコストをかけても良いというならば、新宿区役所や選挙管理委員会は、やるべきだろうと思えます。権利付与の問題ですので、18、19歳にコストをかける意味がないという積極的なご意見があれば、18歳という意見に対して納得させる必要があるのではないのでしょうか。

委員 私は18歳でも20歳でもどちらでも良い。公職選挙法については、外国人の参政権についての議論もある。私たちは、18歳もしくは20歳の便宜的な住民について議論をしている。しかし、住民についての議論を先送りしている。今の住民登録をしている人達を受け止めて、それで18歳以上という、直接外国人の問題も出てくる。私は公職選挙法を準用すると言っているのは、年齢のことを言っているのではなく、住民についてのことを言っている。永住権を持つ外国人についての議論がこれから出てくるだろう。今、公職選挙法に準じて、永住権をも

つ外国人を認めるということになったら、認めれば良い。

ファシリテーター 外国人については検討項目 10 についてやります。

委員 今は住民についての定義はどういう定義なのか。

牛山教授 なぜ外国人の問題が出てくるのでしょうか。今は、年齢の話をしています。

委員 3点ほど先程の意見の補足をしたい。私は18歳では早いという意見では、年齢的な早さと時間的な早さがある。若者に投票権を与えるのならば、意識付けをする期間が必要はある。牛山教授は公職選挙法が20歳から18歳になれば根拠が消えてしまうと指摘された。

牛山教授 時期的にも年齢的にも早いとおっしゃっているご意見は、仮に法律が18歳に改正されたら、早いと思っけていても、新宿区も18歳になってしまいますね。それは、ご意見の意図と違うのではないのでしょうか。

委員 それはやむを得ないと思う。しかし、現在が大事であり、将来を見越してというのは、私は疑問に思う。無かったものを作るのだから慎重になるべきである。

ファシリテーター 時間もなくなってきました。どのような形でまとめたら良いのかというご意見はありませんか。

事務局 住民投票の年齢要件については非常に重要であると考えています。今までは、自治基本条例にどのようなことを盛り込むのかということを議論してきました。特に住民投票の位置づけは論点になると思います。では、このことをずっと議論していくのか、それとも、「この部分は、区民検討会議ではまとまりませんでした」とし、両論併記して検討連絡会議に委ねるのか。それとも、最終的な案として、1本にまとめるのか。これらについての判断はみなさんで決めていただき、合意していただきたいと思ひます。そうでないと、検討連絡会議に出席した際、6名の区民代表委員は困るのではないのでしょうか。どういう形で区民検討会議の案をまとめるのかご意見があれば議論をしていただきたいと思ひます。

委員 案を考えました。18歳と公職選挙法を準ずるという意見が、それぞれ何割だったのか、区議会に伝えて任せてはどうか。

ファシリテーター 議会に委ねるという案ですね。事務局が今提示したものは、両論併記、決着がつかまで議論を続けるか、もう決着を付けるのかということでした。

委員 ただ両論併記にするのではなく、意見の割合も付けたい。

委員 議論の経過も出すべきだ。

委員 少数意見として「公職選挙法に準ずる」も書いてもらいたい。

委員 多数決が全てにおいて行わないというルールことは初めて聞いた。そのルールを徹底させるのであれば、決着はつかないし、時間はかかるだろう。とりあえず、18歳の人何人なのか調べて調整されれば良い。

牛山教授 多数決のことはともかくとして、議論が尽くされているのでしょうか。論点がかみ合っけて議論されていますか。私の理解不足かもしれませんが、まだ公職選挙法に準ずるという意見の理由がわかりません。まず、運営会で論点を整理して、もう一度、全体会にお出ししてはどうでしょうか。そこで、決着がつかないのであれば、両論併記とし、「この会議では決まりませんでした

た」として、検討連絡会議に委ねてはどうでしょうか。

委員 牛山教授がおっしゃっていることは、勘違いである。国政では、選挙権を持てるのは 20 歳となっている。世の中の通念上、政治意識である。世の中が 18 歳になったら、それで良いと思う。根拠はこういう根拠である。一般常識である。

委員 私も賛成である。

牛山教授 私が申し上げているのは、論点が整理され、根拠をもった内容が示されて、みなさんが、有権者の資格として世間の常識が 20 歳であるということに納得するなら、それで良いと思います。みなさんがどう思うかということでしょう。

委員 世間一般が 18 歳と一人前と言え、私も認める。

牛山教授 では、公職選挙法で、有権者の資格が 18 歳に変われば、新宿区でも 18 才に住民投票権を認めるということですね。

委員 そうです。補足ですが、中学生の弁論大会を見て、中学 3 年生でも立派に意見を言っており、驚いた。15 歳でも学年の何人かに優秀な生徒がいることは認めている。